

○ 地域学校協働本部モデル校での学校と地域による見守りの手順等について

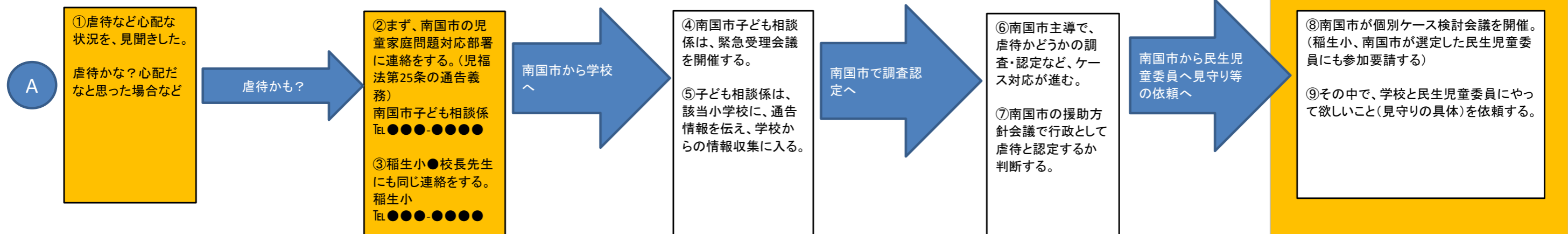
(南国市立稲生小学校の例)

(いじめや児童虐待対応で押さえておく基本事項)

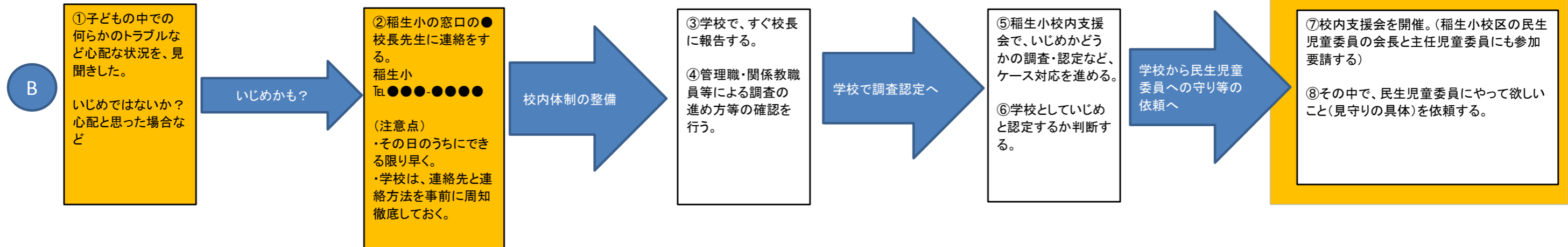
- いじめの担当(支援責任者)は、学校である。
- 児童虐待など要保護児童問題の担当(支援責任者)は、市町村児童家庭相談担当部署(福祉事務所)と児童相談所である。

1. 【見守り体制1】地域の方々による普段の活動の中での見守り(地域学校協働本部の一般ボランティア・地域コーディネーター)

(1) 虐待かも?と心配するなどの要保護児童ケース(南国市が支援責任者)



(2) いじめかも?と心配するケース(稲生小が支援責任者)

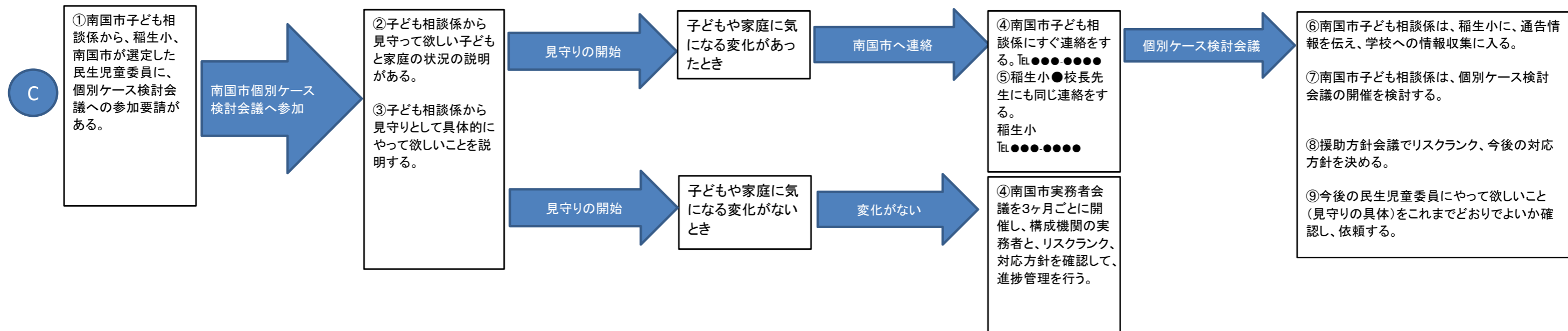


○この取組をスタートする前段の準備として、学校支援地域本部の活動に参加している一般ボランティアと地域コーディネーター、教員に研修(説明)が必要。

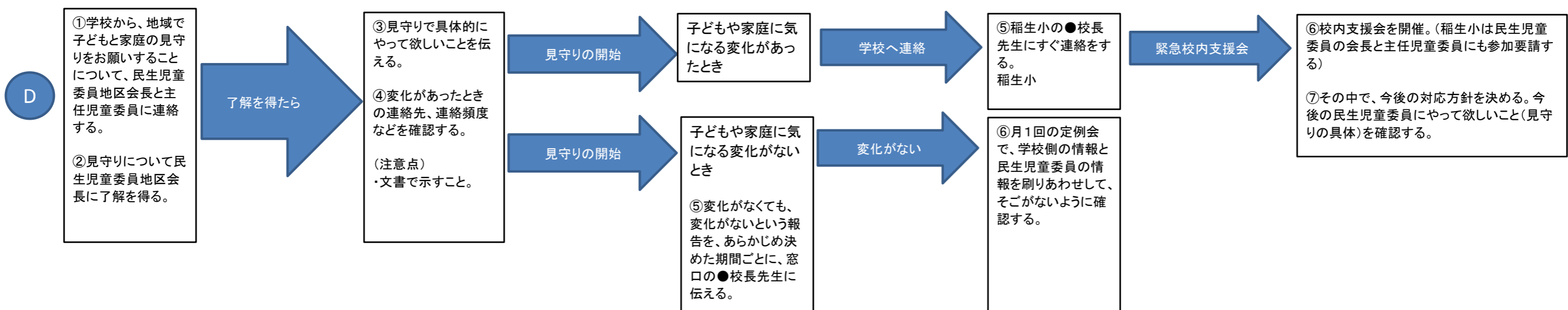
- ①学校の現状を説明(全体的ないじめ、虐待、不登校、暴力行為など問題行動等の状況)
- ②子どもたちへの関わり方(話の聞き方・声かけの仕方)・子どものサインへの気づき方
- ③発見から対応までの流れの説明(いじめへの対応とそれ以外の対応の違いを説明)
- ④対応の心得を説明

2.【見守り体制2】民生児童委員(主任児童委員)の方々による見守り

(1)児童虐待と認定された要保護児童ケース(南国市が支援責任者)



(2)いじめの事案など地域で見守ってもらいたい「いじめのケース」(稲生小が支援責任者)



○この取組をスタートする前段の準備として、学校支援地域本部の活動に参加している民生児童委員(主任児童委員)と教員に研修(説明)が必要。

- ①学校の現状を説明(全体的ないじめ、虐待、不登校、暴力行為など問題行動等の状況)
- ②子どもたちへの関わり方(話の聞き方・声かけの仕方)・子どものサインへの気づき方
- ③発見から対応までの流れの説明(いじめへの対応とそれ以外の対応の違いを説明)
- ④対応の心得を説明
(3項目の研修内容の追加)
- ⑤見守り活動について
- ⑥個人情報の取り扱いについて
- ⑦守秘義務の遵守について